

KNC NETWORK NEWS

2018年3月24日 発行

気になる記事:米、中国製品5兆円に制裁。知財侵害、301条発動へ

トランプ米政権は22日、中国による知的財産権の侵害を理由に500億ドル(約5.2兆円)相当の同国製品に高関税を課す制裁措置を正式表明する。対象品目はハイテク製品が中心となる通し。制裁対象の総額は500億ドル規模と巨大で、中国からのモノの輸入総額(年5千億ドル)の約1割相当にする。



(有)北野財經システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

経営一言: 経営者で一番大事なのは引き際だ。(創業家で元社長)山内溥が退いた時には『どうなるか分からないけど、自分たちの責任でやれ』という言葉を残しており、その通りだと思う。(任天堂社長 君島 達巳氏)

ー 所長コメント: トップの最後で最大の仕事は引退と引継ぎです。手を引く以上、あとのことはすべて次のも者にまかせることです。下手に口を出すとあとの者がやりにくくなり、混乱の元となります。それが例え正しくとも二つの命令系統をつくることとなる。「子は親の後姿を見て育つ。」と云われますが、会社も同じです。ー

決算賞与を新年度開始後に支給、全額損金にするには 《税務》

決算から1か月以上過ぎてから社員に支払う決算賞与は、その決算期の損金にはできません。法人所得を減らして納税額を減らすには事業年度の末日から1か月以内に支払う必要があります。また、決算期に経費として未払金を計上していることと、決算日までに決算賞与の支給額を社員ごとに全員に通知することも全額損金にする条件になります。

社員に通知したことを税務署に証明するためには、通知を受けた旨のサインを社員からもらっておくか、個別に決算賞与支給明細を渡す必要があります。

なお、役員への賞与は損金算入が原則的に認められていません。法人の損金にはならず、さらに役員は個人所得として所得税が課税されます。

社長が会社の経費を立て替えた場合 《税務》

会社の経費を個人が立て替えても会社に贈与税は課税されません。そのため、社長が生きている間は建て替えに関する税金の支払いは不要ですが、社長が死亡すると立替分は会社に対する社長個人の貸付金とみなされ、相続財産に加算し、相続税の対象になります。

相続税の課税を回避するには、社長が生前に会社への債権を免除するという方法が有効です。ただし、社長が債権を放棄すると、会社には債務免除益という利益が発生するので、会社の赤字が出る時期に放棄して利益を相殺するのが節税のポイントです。

また、社長から債務免除を受けた会社は、「借入金」の額が減り自己資本率が改善されるので、銀行から借り入れをしやすくなるというメリットもあります。

相続人がいない人の相続財産 《相続》

法定相続人がいない被相続人が残した財産は、被相続人と生計をともにしていた人や被相続人の療養看護に努めた人が「特別縁故者」として受け取れます。特別縁故者がいなければ一定の手続きを経て国のものになります。

被相続人の療養看護をしていた人が裁判所に「特別縁故者」と認めもらうには、療養看護の日記などの証拠資料を残しておく必要があります。ただし、証拠があっても、確実に財産を受け取れるわけではありません。身寄りのない人は、自分の世話をしてくれた人に確実に財産を残したいなら、遺言書を作成してその人に譲り渡すようにしましょう。

お客という財産 《経営》

全国で商店や会社が次々に廃業しています。お客の重要性は、経営形態や規模、固定客の割合、知識技術の独自性等によって多種多様ですが、その財産価値も大きく違います。

例えば、食品卸業の場合です。一般に、特定の飲食店・ホテル・給食会社・病院等に日々定期的に食品を販売・配送しています。新規顧客開拓にも力を注いでいますが、毎月の販売先・売上高・決済条件等は大抵一定です。お客の金銭価値は決算書には書いていませんが、会社によってはお客が最大の財産である可能性があります。現預金や土地・建物等をほとんど持たず、毎年損失を計上していても、有償でお客が営業譲渡されることは珍しくありません。知識技術等と同様に、単純に放棄してしまうことは大変惜しい事です。

更に、こんな相談を経験したことがあります。X社(工業用薬品卸業、社員20人)の業績は良好でしたが、後継者不在によって廃業を検討していました。営業譲渡の話が持ち込まれ、社員の継続雇用が検討された際に注目された事は、社員の人脈や新規開拓等のノウハウでした。X社の期待以上の営業権評価となりました。

固定客中心の営業か否か、特殊な知識技術の有無に関係無く、お客の財産価値を十分に認識しておくことです。経営中は当然、廃業後も経営者や社員の運命を左右します。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikei@kncc.co.jp

までお寄せください。